

ミスミグループ
駿河精機株式会社

グリーン調達ガイドライン

第 1 版

初版発行日 2006年9月5日
改定日 2007年9月10日

目 次

1.	はじめに	1
2.	目的	1
3.	仕入先様の選定基準	2
	(1)環境保全活動	2
	(2)環境化学物質管理活動	2

1. はじめに

駿河精機株式会社(以下「当社」といいます)は、循環型社会構築の一翼を担い、環境化学物質の法規制はもとより、当社が同意するその他の要求事項を遵守するため、駿河精機の環境方針に基づき「グリーン調達ガイドライン」(以下「本ガイドライン」といいます)を策定しました。

グリーン調達とは、環境保全ならびに環境化学物質管理に積極的に取り組んでいる仕入先様から、安全性・再資源化性・省エネルギー性等を考慮した、環境負荷の少ない資材を調達することです。

2. 目的

本ガイドラインは、環境保全活動の推進ならびに調達する資材に含有される環境化学物質の削減、不使用を図り、製品の環境品質を向上させることを目的としています。

したがって、当社が開発、販売するすべての製品と、それを構成する材料、部品、副資材、梱包資材等に適用されます。

(但し、顧客より材料、部品、表面処理を指定された場合を除きます)

グリーン調達推進のためには仕入先様のご協力が不可欠であり、源流管理の観点から、仕入先様における本ガイドラインの遵守をお願いするものです。

また、仕入先様の調達先に対しても、本ガイドラインに準拠した指導をして頂き、環境品質保証の連鎖の確保をお願いいたします。

3. 仕入先様の選定基準

当社は、環境保全と環境化学物質管理に意欲的な仕入先様からの資材調達を推進します。選定にあたっては、以下の基準に基づき評価させていただきます。

(1)環境保全活動

環境マネジメントシステム(ISO14001、エコアクション 21、KES 等)の認証を取得している。または、取得の計画がある。

認証を取得していない場合は、以下の項目に取り組んでいること。

- ・ 環境方針を定め、環境保全活動の継続的改善と法規制の遵守を誓約している。
- ・ 環境方針を全ての従業員に徹底させ、第三者が当該方針を入手できる。
- ・ 環境保全に対する目的、目標があり、実行計画がある。

(2)環境化学物質管理活動

別表「駿河精機特定化学物質」に定める管理物質(含有禁止物質と含有管理物質からなります)に対し以下の項目が満たされていること。

- ・ 含有禁止物質は規制値を超えて資材に含有していないことを保証できる。
- ・ 含有禁止物質は全製造工程において使用していない、もしくは削減を図っている。
- ・ 含有管理物質を使用する際には、資材への含有量を把握している。
- ・ 当社が指定する書式にて管理物質の含有および使用調査に協力できる。

管理値として、別表「特定化学物質含有評価基準」(EMS-02-09)で定めている値を超えた場合には、管理値未滿への低減にご協力いただけること。

別表「駿河精機 適用除外項目一覧表」に適用が除外される用途を示します。

本ガイドラインは、法規制の変更等により必要に応じて改訂をいたします。